

対象経費について

(1) 諸謝金

- ① 外部の者に依頼する事業実施の労務、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを計上してください。
- ② 単価等については県の謝金規程等により、妥当な単価を設定してください。過大な謝金単価の計上は認められない場合があります。
- ③ 給料等は対象とはなりません。
- ④ レクリエーション協会、スポーツ協会、MCへの謝金は含みません。

(2) 旅費

- ① 出演者等への旅費を計上してください。

(3) 消耗品費

- ① 看板作成費、各種事務用品、その他事業の実施に直接必要とする消耗品費を計上してください。

(4) 印刷費

- ① 広報用のチラシ、印刷（デザイン含む）に係る経費を計上してください。

(5) 借料及び損料

- ① 機械・物品・用具・器具・設備等の借料を計上してください。
※会場使用料は含みません。

(6) 雑役務費

- ① 広報、広告に係る費用を計上してください。
- ② 会場設営・撤去（清掃を含む）に係る費用を計上してください。
- ③ 運営、進行管理、その他の役務に係る費用を計上してください。